

不利益処分に関する処分基準 個票

こども未来部 子育て総務課

|           |  |                               |
|-----------|--|-------------------------------|
| 不利益処分の内容  | とちぎコミュニティプラザの入館及び退去  |                               |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市とちぎコミュニティプラザ条例第6条   |                               |
| 処分基準      | 根拠条項   | 栃木市とちぎコミュニティプラザ条例第6条          |
|           | 参考事項   |                               |
|           | 設定等年月日   | 平成22年 3月29日設定<br>平成 年 月 日最終変更 |
|           | <p>【 基 準 】</p> <p>栃木市とちぎコミュニティプラザ条例抜粋<br/>(遵守事項)</p> <p>第6条 プラザの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしないこと。</p> <p>(2) プラザの施設、附属設備等を故意に損傷しないこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。</p> <p>(4) 許可を受けないで物品の展示、販売その他の商行為をしないこと。</p> <p>(5) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布しないこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。</p> <p>2 市長は、前項に掲げる事項に違反した者又はそのおそれのある者に対して、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。</p> |                               |